

ユニチカ記念館の保存に向けた覚書の締結について

尼崎市とユニチカ株式会社は、本市の近代工業の発展に寄与した歴史を後世に伝える上で、貴重な歴史遺産であるユニチカ記念館について、同社の創業の地である所在地で保存・活用していく方策に関して、基本的な事項を合意したことから、令和4年10月31日に覚書を締結しました。

1 これまでの経緯

ユニチカ記念館については、令和2年に所有者であるユニチカ株式会社が同記念館の解体を検討していると新聞報道されて以降、本市及びユニチカ株式会社、兵庫県との間で、その保存と活用に向けた協議、検討を進めてきました。

そうした中、令和2年11月に兵庫県は同社に対して、県が同記念館の寄贈を受け、県立尼崎の森中央緑地へ移築し保存することを提案し、両者での協議が進められる一方で、本市に対しては、市の事業として同記念館の市有地への移築保存に取り組むよう県より要請が行われてきたところです。

本市としては、市議会において、記念館の保存活用についての請願が採択されたこともあり、同記念館については、本市において貴重な歴史遺産として保存すべきものであること、また周辺地域の魅力向上や活性化といったまちづくりの観点から活用を検討していく必要があること、さらに財政負担の軽減なども考慮し、改めてユニチカ株式会社及び兵庫県のそれぞれと協議を行う中で、本市として、建物及び敷地を取得し、移築ではなく現地での保存活用に取り組んでいくこととしたものです。

2 覚書の骨子

- ① ユニチカ株式会社は、尼崎市にユニチカ記念館の建物を寄附する。
- ② 尼崎市は、ユニチカ株式会社から同記念館が所在する土地を購入する。
- ③ ユニチカ株式会社は、一般財団法人ユニチカ修斉会が同記念館の保存活用を使用するための金銭を尼崎市に寄付するよう斡旋する。

3 今後の予定

令和4年度内を目途として、同記念館の取得に向け、建物の寄附及び土地売買契約等の詳細についてユニチカ株式会社との間で協議を進めていきます。